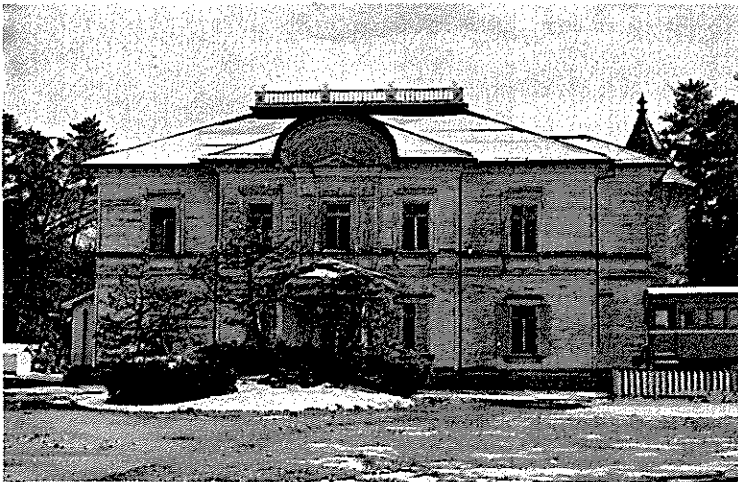


I 博物館管理の概況

1. 本館の沿革

設立の経過と沿革	<p>当館の前身である県立科学館は、県民の科学知識の普及向上・理科教育の振興を目的として昭和24年7月史跡鳥取城跡久松山麓の仁風閣で発足したが、29年7月県立科学博物館と改称し博物館法に基づく博物館として新発足した。同館は理化学、自然科学部門を中心とし更に人文科学部門を加えて県内の資料収集、調査研究及び常設展示を行い20余年間を経過、年間約10万人の来館者を数えるに至った。一面、本県には美術館の施設がなく大規模な美術展等が開催できなかった。38年頃より県立総合文化センターの建設について県民の要望が高まり、県議会、県教育委員会では各方面の意見をきいて慎重に検討を重ね、昭和44年2月県議会総務教育常任委員会で鳥取市公設運動場に建設することに決定した。</p> <p>また、施設機能は従来の自然科学部門（生物、地学）人文科学部門（考古、民俗）に新たに美術部門と史料部門（古文書）を加えた総合博物館とすることになり工事は45年10月20日着工し47年5月31日竣工した。</p> <p>なお、館名は、47年4月1日から鳥取県立博物館と改称され同年10月1日開館した。</p>
----------	---



仁風閣（旧鳥取県立科学博物館）



鳥取県立博物館（航空写真）全景

2. 施設の概要

規 模

構 造	鉄筋コンクリート造	地 下 1 階	地上2階1部3階
規 模	敷 地 面 積		14,290m ²
	建 築 面 積		3,576m ²
	床 延 面 積		9,699m ²
		地 階	2,668m ²
		1 階	3,623
		2 階	2,606
		3 階	706
		屋 上 階	58
		屋外倉庫(別棟)	38
		計	9,699m ²

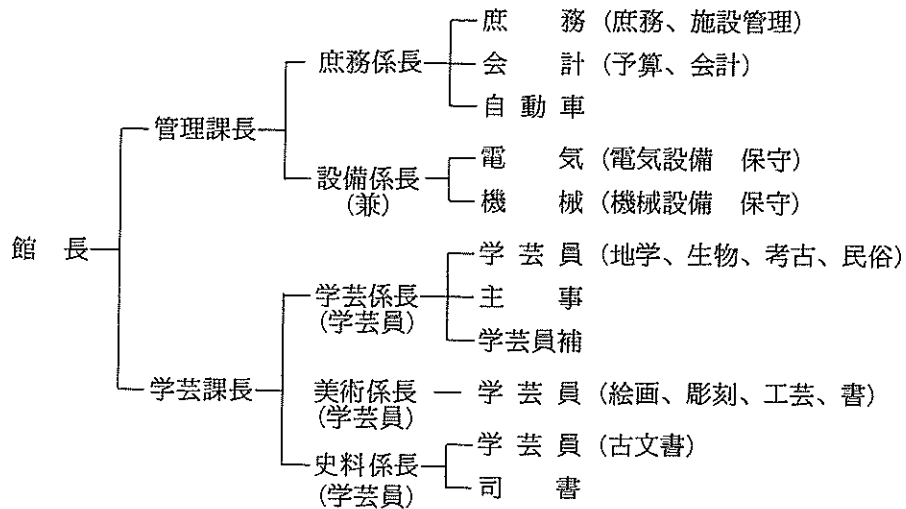
各室床面積内訳

(地階)					
資料保管庫	317m ²	燻 蒸 室	18m ²	炭酸ガスボンベ室	43m ²
史料書庫	496	暗 室	13	ポンプ室(2)	50
展示器材倉庫	97	監 視 盤 室	118	警 備 (関係) 室	31
準備工作室	159	発 電 機 室	71	書 類 庫	10
倉 庫 (2)	82	電 気 室	67	作 業 員 控 室	9
荷 解 場	99	空 気 調 和 機 械 室	727	便 所	5
(1階)					
地学・生物展示室	515m ²	館 長 室	26m ²	休 養 室	17m ²
考古・民俗展示室	515	応 接 室	60	書 類 庫	10
美術展示室	260	管 理 課	68	便 所 (3)	64
喫茶・休憩室	182	学 芸 課	108	史 料 展 示 室	111
展示室倉庫(2)	40	会 議 室	58	史 料 研 究 ・ 閱 覧 室	170
		休 憩 室 (2)	66	倉 庫 (階段下)	110
(2階)					
(特別)第1展示室	515m ²	展 示 室 倉 庫 (2)	40m ²		
第1展示室	515	休 憩 室 (3)	88		
第3展示室	374	便 所	30		
講 堂 ・ 映 写 室	206				
会 議 室 ・ 控 室	107				
(3階)					
収 蔵 庫 (3室)	258m ²	資 料 保 管 庫	172m ²	予 備 資 料 室	60m ²

陳列壁面の長さ (特別展示室)

区 分	壁 面 延 長			延 面 積
	固 定	可 動	計	
第 1 展 示 室	80 m	105 m	185 m	515 m ²
第 2 展 示 室	83	134	217	515
第 3 展 示 室	65	62	127	374
計	228	301	529	1,404

3. 組 織



職員名簿 (48.3.31.現在)

館長	西本眞一	学芸係長	山名巖
管理課長	川下裕三	学芸員	清末忠人
庶務係長	岩本武夫	〃	鶴田憲弥
主任(主事)	田中義光	主任(主事)	治部田史郎
主事	長見トキ子	主事	山本賢二
〃	山根道子	〃	市谷貴志子
自動車整備士	岡田晃一	学芸員補	植谷勤
設備係長(兼)	岩本武夫	美術係長	安東尚文
技師	森下忠久	主任(主事)	富川智
〃	石河利徳	史料係長(兼)	木島幹世
〃	松岡弘幸	主任(主事)	山根文子
学芸課長	木島幹世	主事	福井淳人

4. 博物館協議会

委員名簿

種別	氏名	現職	住所	摘要
学校・社会教育関係	石谷貞彦	県社会教育委員	八頭郡智頭町智頭	
	近藤久子	〃	日野郡日野町根雨	
	児島恒吉	〃	鳥取市瓦町50	
	山部憲太郎	〃	鳥取市吉方町2丁目104	
	木村耕造	県高等学校長会会長 鳥取西高等学校長	鳥取市大工町頭22の1	

種別	氏名	現職	住所	摘要
学	藤本節男	県文化財専門委員	鳥取市吉成 249	
	伊佐田甚蔵	倉吉文化財協会長	倉吉市湊町	
	木島善兵衛	県議会議員	八頭郡若桜町若桜 749	
	広田藤衛	〃	鳥取市元町 367	県議会推せん
	吉田達男	〃	岩美郡岩美町太田 169	〃
識	赤木三郎	鳥取大学教授	鳥取市湖山町 鳥取大学白浜宿舎	
	生駒義博	県文化財専門委員	鳥取市寺町45	
	越智春美	鳥取大学教授	鳥取市湖山町 鳥取大学白浜宿舎	
経	尾崎繁夫	鳥取大学教授 県文化財専門委員	鳥取市西町2丁目 111	
	佐々木謙	県文化財専門委員	境港市巾野町 314	
	手嶋義之	〃	倉吉市広瀬町2637	
	四宮守正	〃	鳥取市金沢	
	尾崎悌之助	〃	鳥取市元魚町1丁目 212	
験	川上貞夫	鳥取文化財協会代表委員	鳥取市大榎町5の2	
	吉田璋也	鳥取民芸美術館長	鳥取市瓦町 503	47.9 死亡
	山本兼文	蒲生中学校長	岩美郡岩美町馬場	
	大淵晴雄	県書道教育研究会顧問	八頭郡八東町日下部	
者	徳永職男	鳥取大学教授 県文化財専門委員	鳥取市立川町4丁目 124	
	松尾陽吉	米子図書館長	米子市両三柳1088	47.11.28辞任
	浜崎洋三	鳥取西高等学校教諭	鳥取市湯所町1丁目 433	
	小田大吉	小田耳鼻咽喉科医院長	鳥取市西町3丁目 105	47.11.29任命
計	定員 25名			

協議会 開催状況

全体会	3回	5月24日	7月19日	3月26日	
運営部会	3回	9月18日	10月16日	1月29日	
自然部会	3回	4月17日	9月18日	3月22日	
人文部会	2回	4月14日	9月19日		
美術部会	6回	5月22日	7月5日	8月10日	9月29日 10月16日 12月19日
史料部会	2回	6月29日	9月25日		
部長会議	4回	9月23日	10月16日	12月21日	1月29日

5. 博物館の運営

予 算 額 (47年3月31日現在)

(単位 円)

区 分	金 額	摘 要	
1. 博 物 館 運 営 費	16,686,000	維持管理、運営	
2. 博 物 事 業 費	資 料 収 集 研 究 費	3,359,000	
	常 設 展 示 費	441,000	
	普 及 活 動 費	100,000	
	特 別 展 開 催 費	292,000	民俗行事、写真展
	展 示 準 備、資 料 整 理 費	2,691,000	
	計	6,883,000	
3. 美 術 事 業 費	資 料 収 集 研 究 費	11,276,000	
	常 設 展 示 費	962,000	
	開 館 記 念 事 業 費	6,183,000	郷土美術名作展
	日 展 開 催 準 備 費	880,000	
	計	19,301,000	
4. 史 料 事 業 費	資 料 収 集 研 究 費	849,000	
	藩 政 資 料 整 備 費	1,000,000	
	計	1,849,000	
合 計	44,719,000		

6. 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例

目 的

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

設 置

第2条 県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）を鳥取市に設置する。

利用の許可

第3条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

使用料の徴収

第4条 博物館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

使用料の減免

第5条 教育委員会は、特別の理由があるときは、教育委員会規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

教育委員会規則への委任

第6条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

施行期日

1. この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

鳥取県立博物館設置条例の廃止

2. 鳥取県立博物館設置条例（昭和39年3月鳥取県条例第23号）は、廃止する。

重要な公の施設等の指定等に関する条例の一部改正

3. 重要な公の施設等に関する条例（昭和39年3月鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第7号を次のように改める。

- 7 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年7月鳥取県条例第29号）第2条の規定により設置された鳥取県立博物館。

(1) 入 館 料

区 分		金 額	
		通 常 展 示	特 別 展 示
個 人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	20円
	高等学校の生徒	1人1回につき	30円
	学生又は一般人	1人1回につき	50円
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき	10円
	高等学校の生徒	1人1回につき	20円
	学生又は一般人	1人1回につき	40円

1人1回につき500円をこえない範囲内で教育委員会
が定める額

(2) 展示室等使用料

区 分	金 額	
第 1 展 示 室	1日につき	15,000円 半日につき 7,500円
第 2 展 示 室	1日につき	15,000円 半日につき 7,500円
第 3 展 示 室	1日につき	12,000円 半日につき 6,000円
講 堂	1日につき	6,000円 半日につき 3,000円
会 議 室	1日につき	1,100円 半日につき 550円

備 考

- 1 この表中「1日」とは午前9時から午後5時までをいい、「半日」とは午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までをいう。
- 2 暖房又は冷房をしたときは、この表に定める使用料の額に当該額の二割に相当する額を加算する。

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立博物館（以下「博物館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(内部組織及び分掌事務)

第二条 博物館に、次の表の上欄に掲げる課を置き、各課の事務を分掌させるため、それぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

管理課	庶務係・設備係
学芸課	学芸係・美術係・史料係

(2) 各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

1. 博物館の施設の管理に関すること。
2. 博物館協議会に関すること。
3. 庶務に関すること。
4. その他他課の所掌に属しないこと。

学芸課

1. 博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。
2. 博物館資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
3. 博物館資料の調査研究に関すること。
4. その他博物館の事業に関すること。

(係の分掌事務)

第三条 係の分掌事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(職制)

第四条 博物館に館長を、課及び係にそれぞれの長を置く。

(2) 前項の長の職務を補佐させ、及び長に事故がある場合はその職務を代行させるため必要があると認めるときは、博物館に次長を、課に課長補佐を置くことができる。

(職員の種類)

第五条 博物館の職員（臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の種類は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の職)

第六条 博物館の職員の職は、別表のとおりとする。

(職員の分担事務)

第七条 職員の分担事務は、館長が定め、教育長に報告しなければならない。

(開館時間)

第八条 博物館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(2) 教育委員会は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。

(休館日)

第九条 博物館の休館日は、次のとおりとする。

1. 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第百78号）に規定する日（次号において「国民の祝日」という。）である場合は、その翌日）
2. 国民の祝日の翌日（その日が日曜日である場合を除く。）
3. 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

(2) 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3) 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。
(利用の許可の申込み等)

第10条 博物館の展示室、講堂及び会議室（以下「展示室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による許可申込書を教育委員会に提出しなければならない。

(2) 博物館に入館して博物館資料を観覧しようとする者の利用の許可の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。

(3) 教育委員会は、博物館の利用の許可をしたときは、展示室等を利用する者に対しては様式第2号による利用許可書を博物館に入館して博物館資料を観覧する者に対しては様式第3号による入館券を交付するものとする。

(行為の制限等)

第11条 博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
2. 許可を受けずに博物館資料を模写し、又は撮影すること。
3. 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
4. 許可を受けずに物品を販売すること。
5. 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
6. その他教育委員会が定める行為。

(2) 前項第2号又は第4号の許可を受けようとする者は、様式第4号又は様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(3) 教育委員会は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退去を命ずることができる。

(監督)

第12条 教育委員会は、博物館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、博物館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(許可の取消し)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号の1に該当するときは、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年七月鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）第3条の許可又は第11条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。

1. 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
2. 許可の条件に違反したとき。
3. 詐偽その他不正の行為により許可を受けたとき。
4. 正当な理由がなく使用料を納付しないとき。
5. その他博物館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免)

第14条 条例第5条の規定による使用料の減免は、県民の教育、学術及び文化の発展を図るため教育委員会が特に必要があると認めたとときに限り行なうことができる。

(2) 使用料の減免を受けようとする者は、様式第六号による減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会の承認を得て、館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

(1) この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

(鳥取県立博物館規程の廃止)

(2) 鳥取県立博物館規程(昭和31年7月鳥取県教育委員会規則第9号)は、廃止する。

別表

1. 事務職員又は技術職員をもって充てる職
館長・次長・課長・課長補佐・主幹・係長・主任
2. 事務職員をもって充てる職
主事・博物館司書・用務員
3. 技術職員をもって充てる職
学芸員・学芸員補・技師・自動車整備士・運転士

7. 入館者数

区分	常設展	特別展示室 講堂、会議室	研究(相談)	許可利用 (展示室、講堂等)	合計
4月～5月 旧館	人 18,026	人	人 515	人	人 18,541
48.10.1.開館 新館	101,189	1,686	405	34,385	137,665
計	119,215	1,686	920	34,385	156,206

常設展内訳

ア 旧館 (4月1日～5月15日 無料)

月別	区分 開館 日数	小			中 高 生			一 般			合 計			1日当 り入館 者数
		個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	
4	日 26	人 3,270	人 978	人 4,218	人 6,411	人 1,284	人 7,695	人 9,681	人 2,262	人 11,943	人 459			
5	12	2,265	890	3,155	2,035	893	2,928	4,300	1,783	6,083	507			
計	38	5,535	1,868	7,403	8,446	2,177	10,623	13,981	4,045	18,026	474			

イ 新館 (10月1日～48年3月末ただし有料入館者のみ)

月別	区分 開館 日数	小、中学生			高 校 生			一 般			合 計			1日当 り入館 者数
		個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	個人	団体	計	
10	28	10,727	20,576	31,303	2,653	4,366	7,019	26,698	3,809	30,507	40,078	28,751	68,829	2,458
11	24	2,057	2,771	4,828	417	334	751	6,054	1,694	7,748	8,528	4,799	13,327	555
12	23	697	66	763	244	0	214	1,855	303	2,158	2,796	369	3,165	138
1	23	893	0	893	176	14	190	2,807	214	3,021	3,876	228	4,104	178
2	24	516	55	571	147	0	147	2,238	288	2,526	2,901	343	3,244	135
3	26	1,914	363	2,277	594	0	594	5,010	639	5,649	7,518	1,002	8,520	328
計	148	16,804	23,831	40,635	4,231	4,714	8,945	44,662	6,947	51,609	65,697	35,492	101,189	684

注、10月分の入館者には開館記念特別展郷土美術名作展の入館者を含む。